

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日より、消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、引き上げ分の地方消費税については、その用途を明確化し、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成28年度勝浦町の決算における、充当額については以下のとおりです。

(歳入)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	38,379 千円
(歳出)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費	589,320 千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費】

(単位:千円)

区 分	経 費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国県支出金	その他	内、引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分)の地方消費税交付金		
社会福祉	社会福祉費	27,068	4,838		22,230	1,448
	障害福祉費	130,071	90,071		40,000	2,605
	老人福祉費	46,005	836	5,690	39,479	2,571
	児童福祉費	338,237	173,013	86,815	78,409	5,106
社会保険	国民健康保険事業	36,067	16,846		19,221	1,252
	後期高齢者医療事業	136,630	24,687		111,943	7,290
	介護保険事業	109,321			109,321	7,119
保健衛生	保健衛生費	143,300			143,300	9,332
	健康増進事業費	20,974	577	69	20,328	1,324
	母子衛生費	5,089			5,089	331
合計		992,762	310,868	92,574	589,320	38,379

※各事業の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各事業費の一般財源額で按分しています。